

賃貸借契約書（案）

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、その所有する次に掲げる物件（以下、「契約物件」という。）を甲に貸し付け、甲はこれを借り受けるものとする。

契約業務名 令和5年度教員端末一式（賃貸借）

納入場所 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1 永平寺キャンパス
福井県小浜市学園1-1 小浜キャンパス
福井県あわら市二面88-1 あわらキャンパス
ただし、甲が別途指示する場合はそれに従うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日までとする。

2 前項にかかわらず、契約締結年度の翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

（賃貸借料）

第3条 この契約による賃貸借料は、金 円とする。

（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金 円）

賃借料の計算期間は、月の初日から末日までの1ヶ月とする。

（内訳）

月額 金 円（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金 円）

令和5年10月1日～令和6年3月31日	金 円	
	（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額	金 円）
令和6年4月1日～令和7年3月31日	金 円	
	（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額	金 円）
令和7年4月1日～令和8年3月31日	金 円	
	（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額	金 円）
令和8年4月1日～令和9年3月31日	金 円	
	（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額	金 円）
令和9年4月1日～令和10年3月31日	金 円	
	（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額	金 円）
令和10年4月1日～令和10年9月30日	金 円	
	（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額	金 円）

2 前条に定める賃貸借期間の始期および終期が月の途中に係るときは、当該月分の賃貸借料は、日割り計算により算定した額とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、金 円とする。

※ 契約保証金は、契約金額（年額）の100分の10以上。

※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。

※ 福井県財務規則第172条第3、5、6、7号の規定に該当する場合は、「免除」と記載。

(契約の要項)

第5条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

2 甲が賃借する情報機器等（以下「機器等」という。）は別紙1のとおりとする。

3 機器等には、運用支援および保守を含むものとし、その内容は別紙2「令和5年度教員端末賃貸借仕様書」のとおりとする。

(契約金の支払)

第6条 乙は、毎月末日において甲の検査を受け、当該月分の支払を甲に請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領した日の翌月の25日までに支払うものとする。

ただし、25日が日曜日、土曜日および国民の祝日の場合はその翌日とする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに賃貸借料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(機器等の引渡)

第7条 乙は、機器等を第1条に定める納入場所に設置し、甲が使用できる状態に調整して、甲に引き渡すものとする。

2 機器等の引き渡しにかかる費用は、乙が負担するものとする。

(機器等の保守)

第8条 乙は、甲が機器等を常に良好な状態で使用できるよう、乙の負担において定期的な点検、運用管理および摩耗部品の取り替え等、保守の責任を負うものとする。

2 乙は、前項の規定による保守計画・保守要員を、あらかじめ甲に報告するものとする。

(保守要員の立ち入り)

第9条 前条の規定により保守要員が甲の施設に立ち入るときは、当該施設の管理者の指示に従わなければならない。

(障害の復旧)

第10条 乙は、甲から機器等に障害が発生したとの通知を受けたときは、すみやかに現地に赴き障害の復旧につとめるものとする。

(機器等の追加または取り替え)

第11条 機器等に新たな機器等を追加し、または機器等の一部を取り替えるときは、あらかじめ甲乙協議のうえ、書面をもって行うものとする。

2 前項の規定による追加または取り替えにより契約内容を変更する必要があるときは、変更契約を締結するものとする。

(設置場所の変更)

第12条 第4条に定めた契約の履行場所を変更するときは、あらかじめ甲乙協議のうえ、書面をもって行うものとする。

(善良な管理者としての義務)

第13条 甲は、機器等の引渡完了から返還まで、善良な管理者の注意をもって機器等を管理しなければならない。

2 甲は、天災その他自己の責に帰さない事由によって機器等に損害が生じたときは、賠償の責を負わないものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(保険の付与)

第15条 乙は、この契約期間中継続して、乙の負担により契約物件に損害補償保険を付与するものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第17条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として賃借期間全期間分の賃借料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(再委託の禁止)

第18条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による再委託の承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項において、乙は、再委託の承認を求める場合は、再委託先、再委託の理由、再委託する業務の内容、再委託先が取り扱う情報、およびその他再委託先に対する管理方法等を記載した「再委託承認申請書」を提出しなければならない。

3 乙は、甲に対して再委託先の行為について全責任を負うものとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

2 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(契約物件の返還)

第20条 甲は、契約期間が満了したときまたは契約解除により契約が終了したときは、使用している契約物件を借受場所において現状のまま速やかに乙に返還する。

2 乙は、返還を受けた契約物件を乙の負担において速やかに撤去するものとする。

(秘密の保持)

第21条 乙は、賃貸借契約実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

2 前項の守秘義務については、賃貸借業務終了後および契約解除後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

第22条 乙は、委託業務の実施において、別紙3「受託事業者における情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、前条第2項の規定を適用する。

(個人情報の保護)

第23条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関し、別紙4「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(グリーン購入)

第24条 乙は、賃貸借契約の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第26条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人福井県立大学
理事長 窪田 裕行

乙

別紙 3

受託事業者における情報セキュリティに関する事項

(基本的事項)

第1 乙は、以下の受託事業者における情報セキュリティに関する事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た情報について守秘義務を負わなければならない。

(作業場所の特定)

第2 乙は、委託業務の実施に当たり、作業場所を特定し、情報の紛失や外部への漏えいを防止できる環境で行わなければならない。また、特定した場所以外への情報の無断持ち出しおよび外部送信を行ってはならない。

2 個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報（以下「機密情報」という。）を取り扱う場合、作業場所は甲が指定した甲の施設内で行うものとする。

ただし、作業の特性上、乙の施設内で作業を行わなければならない場合は、作業場所・作業に使用する機器・作業責任者および作業場所までの機密情報の搬送方法をあらかじめ甲に提出し承認を得なければならない。

(甲の施設内での作業時における事項)

第3 乙が甲の施設内で勤務を行う時は、「情報セキュリティ管理要領」（平成20年4月1日公立大学法人福井県立大学要領第5号）に規定する情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 第2で規定する機密情報を取り扱う作業を行う場合、乙が使用する端末および記録媒体等は、甲が貸与するものとし、乙はこれらを持ち込んではならない。

ただし、乙が事前申請し甲が承認したものについてはこの限りではない。

3 乙は、甲の施設内で作業を行う場合、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 乙は、作業者および作業範囲等を明らかにした作業報告書を提出しなければならない。

(2) 乙は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。

(3) 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合にはこれを提示しなければならない。

(4) その他、甲から指示がある場合はこれに従わなければならない。

(緊急時対応)

第4 乙は、情報漏えい、滅失その他委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、緊急時報告の手順を定めるとともに、緊急時の担当者の連絡先を提出しなければならない。

(作業者IDおよびパスワード)

第5 乙は、次の各号に掲げる事項に留意して作業者IDおよびパスワードを取り扱わなければならない。

(1) 作業者IDおよびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。

(2) 作業者IDによるアクセスは必要最小限とすること。

（目的外使用の禁止）

第6 乙は、甲から提供された委託業務にかかる資料、情報および情報資産（以下「関係資料」という。）を委託業務遂行以外の目的に使用してはならない。

（複写および複製の禁止）

第7 乙は、関係資料を甲の承認なく複写および複製してはならない。

（情報資産の返還）

第8 乙は、委託終了後、関係資料を返還しなければならない。

（情報資産の廃棄）

第9 乙は、第8に基づき甲に返還する関係資料および成果物以外の関係資料については、委託業務終了後速やかに廃棄を行わなければならない。

2 前項の廃棄を行う場合、乙は情報の復元ができないよう完全に消去するなど適切に処理しなければならない。

（実地調査および指示等）

第10 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査および乙に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から作業状況調査の実施要求または委託業務実施に係る指示があった場合は、これらの要求または指示に従わなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(個人情報保護のための措置)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 責任者および業務従事者の管理体制および実施体制の構築
- (2) 個人情報の管理の状況についての検査に関する体制の構築
- (3) その他個人情報の保護のために必要な措置

2 乙は、前項の規定により講じた措置について書面で甲に報告しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(複写等の禁止)

第6 乙は、甲の承諾なしに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 個人情報の複写・複製
- (2) 個人情報の送信
- (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付または持出し
- (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾を得て第三者に委託するときはこの契約において乙が講じることとされている事項と同様の事項を当該第三者（以下「再委託先」という。）に遵守させなければならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、引き渡し、または廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(調査等の実施)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙および再委託先以降の第三者がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況等について、調査または監査を実施することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(定期報告)

第11 乙は、契約内容の遵守状況について、甲に対し定期的に報告しなければならない。